

平成 26 年 5 月 29 日招集

平成 26 年第 2 回燕市議会臨時会議案

新潟県燕市

目 次

報告第 1 号	専決処分の報告について（燕市税条例の一部改正）	1 頁
報告第 2 号	専決処分の報告について（燕市国民健康保険税条例の一部改正）	6 頁
報告第 3 号	専決処分の報告について（平成 25 年度燕市一般会計補正予算（第 10 号））	11 頁
議案第 39 号	平成 26 年度燕市一般会計補正予算（第 2 号）	別冊

専決処分の報告について

燕市税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求める。

平成26年5月29日 提出

燕市長 鈴木 力

記

専決第 1 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により燕市税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

平成26年 3 月 3 1 日

燕 市 長 鈴 木 力

燕市税条例の一部を改正する条例

燕市税条例(平成18年燕市条例第61号)の一部を次のように改正する。

附則第5条を次のように改める。

第5条 削除

附則第5条の2及び第5条の3を削る。

附則第7条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

附則第9条の2の見出し中「附則第15条第2項第6号及び第9項の」を「附則第15条第2項第1号等の」に改め、同条第2項中「附則第15条第9項」を「附則第15条第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第1項を第4項とし、同項の前に次の3項を加える。

法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{1}$ とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{1}$ とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{2}{1}$ とする。

附則第9条の2に次の1項を加える。

6 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。

附則第9条の3に次の1項を加える。

9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しな

ればならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 法施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第16条の2第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第19条第1項中「平成21年度分から平成25年度分までの固定資産税に係る第44条の規定の適用については、同条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「公益社団法人若しくは公益財団法人(法附則第41条第3項の規定により公益社団法人又は公益財団法人とみなされる法人を含む。)」とする。」を「第44条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第44条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。」に改め、同条第2項を削る。

附則第19条の2中「附則第41条第15項各号」を「附則第41条第9項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第15項」を「附則第41条第9項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の燕市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第9条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第4号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第9条の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第9条の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第9条の2第6項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 新条例附則第9条の3第9項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

専決処分の報告について

燕市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求める。

平成26年 5 月 2 9 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

専決第 2 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により燕市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

平成26年 3 月 3 1 日

燕 市 長 鈴 木 力

燕市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

燕市国民健康保険税条例(平成18年燕市条例第63号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)」の次に「。以下「高確法」という。」を加え、同条第3項ただし書中「14万円」を「16万円」に改め、同条第4項ただし書中「12万円」を「14万円」に改める。

第13条に次の1項を加える。

9 第1項の賦課期日後に国民健康保険税の納税義務者の世帯に属する被保険者に特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第17条の2及び第17条の3において同じ。)となった者がある場合には、特例対象被保険者等となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第2条第1項の額を特例対象被保険者等となった者が特例対象被保険者等でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者の国民健康保険税の額から減額する。

第13条の2第1項中「特別な事情」を「特別の事情」に改める。

第13条の5後段中「当該通知した」を「当該通知をした」に改める。

第13条の6第1項中「第24条の37第1項」を「第24条の36」に改める。

第15条第1項中「その」を「第18条の」に改める。

第16条中「14万円」を「16万円」に、「12万円」を「14万円」に改め、同条第1号イ(ウ)中「4,200円」を「12,600円」に改め、同号エ(ウ)中「1,400円」を「4,200円」に改め、同条第2号中「(当該納税義務者を除く。)」を削り、同号イ(ウ)中「3,000円」を「9,000円」に改め、同号エ(ウ)中「1,000円」を「3,000円」に改め、同条第3号中「35万円」を「45万円」に改め、同号イ(ウ)中「1,200円」を「3,600円」に改め、同号エ(ウ)中「400円」を「1,200円」に改める。

第17条の2中「(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第17条の3において同じ。)」を削る。

第18条中「は、規則で定める」を「の様式は、市長が別に規則で定める」に改める。

第19条第1項を次のように改める。

市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、国民健康保険税を減免する。

(1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者

(2) 次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)の属する世帯の納付義務者

ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者

イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高確法の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者

(ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。

(イ) 船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による被保険者

(ウ) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)に基づく共済組合の組合員

(エ) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

(オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

(3) その他特別の事情があると認められる者

第19条第2項中「減免を受けようとする事由を記載した申請書を」を「次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 納期限及び税額
- (3) 減免を受けようとする理由

附則第9項中「年齢65歳以上の者」を「年齢65歳以上である者」に改める。

附則第23項中「「4,200円」」を「「12,600円」」に、「「4,130円」」を「「12,390円」」に、「「1,400円」」を「「4,200円」」に、「「1,365円」」を「「4,095円」」に、「「3,000円」」を「「9,000円」」に、「「2,950円」」を「「8,850円」」に、「「1,000円」」を「「3,000円」」に、「「975円」」を「「2,925円」」に、「「1,200円」」を「「3,600円」」に、「「1,180円」」を「「3,540円」」に、「「400円」」を「「1,200円」」に、「「390円」」を「「1,170円」」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 改正後の燕市国民健康保険税条例の規定(第16条第1号イ(ウ)、同号エ(ウ)、第2号イ(ウ)、同号エ(ウ)、第3号イ(ウ)及び同号エ(ウ)並びに附則第23項の規定を除く。)は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2 改正後の燕市国民健康保険税条例第16条第1号イ(ウ)、同号エ(ウ)、第2号イ(ウ)、同号エ(ウ)、第3号イ(ウ)及び同号エ(ウ)並びに附則第23項の規定は、平成25年4月1日から適用する。

専決処分の報告について

平成25年度燕市一般会計補正予算（第10号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求める。

平成26年 5 月 2 9 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力